

お知らせ

令和3年1月1日以降に提出される
開発許可申請等 (※1) の申請書等 (※2) は、
原則として (※3) 押印が不要となります。
なお、必要な添付図書に変更はありません。

※1…開発許可申請書、建築許可申請書、規則60条証明書等

※2…申請書及びその添付図書

※3…行政書士法、建築士法等の他法令に基づき押印が必
要な図書は、当該法令の規定によります。



お問い合わせ先

田原市役所建築課開発指導係 Tel.0531-27-8606